

海岸の一時使用届

年 月 日 ※1

海岸管理者 石川県知事 様

(責任者) 住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり海岸を使用したいので届け出ます。
なお、使用に際しては「海岸の一時使用における注意事項」を遵守します。

※「海岸の一時使用届」は独占的な利用を認めるものではなく、あくまで自由使用の範疇で行う海岸利用であり、他の利用者を排除する権利はないことをご理解いただいたうえで、海岸をご利用ください。

使 用 目 的		
使 用 場 所		
使 用 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日
使 用 内 容		
使 用 人 数		
そ の 他 参 考 事 項		
連 絡 先 ※2	住所	
	氏名	
	電話番号	
添 付 書 類		位置図、概要図等を添付してください。

※1この届出は海岸を使用する日の土日・祝日を除く原則5日前までに提出してください。
なお、本期限は適正にご申請いただいた場合の目安となりますので、余裕をもってご提出ください。

※2責任者と連絡先が同一の場合は、同上とご記載ください

「海岸の一時使用届」の記入方法について

海岸使用のため、「海岸の一時使用届」を提出される場合の記入方法です。
記入後は、各土木（総合）事務所維持管理課へご提出ください。

使 用 目 的	使用目的を具体的にご記入ください。 ＜例：〇〇イベントの開催のため＞	
使 用 場 所	使用する場所の住所をご記入のうえ、位置図を添付してください。 ＜例：〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地先＞	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
使 用 内 容	使用する面積、施設または工作物を設置する場合は、その詳細をご記入ください。 ＜例：〇〇m ² テント〇張、テントサイズ△m×△m＝△△m ² ＞	
使 用 人 数	予定人数をご記入ください。	
そ の 他 参 考 事 項	ロープ、音響設備、火気の使用など、他の利用者に影響する行為についてご記入ください。	
連 絡 先	住所	現地で実際に使用する代表の方の住所・氏名・電話番号をご記入ください。 当日の連絡先（携帯電話の番号等）もご記入ください。
	氏名	
	電話番号	
添 付 書 類	位置図、概要図等を添付してください。	

海岸の一時使用における注意事項

海岸の一時使用に当たっては、次の事項を遵守してください。

1 届出の性質・使用範囲

- ・この届出は、公共海岸における自由使用の範囲内で行う集团的・団体的使用について、海岸管理者へ情報提供するものです。
- ・この届出により、特定の場所を独占的又は排他的に使用する権利は発生しません。
- ・他の海岸利用者を排除し、又は立入制限、囲い込み、退去要求その他これらに類する行為を行わないこと。
- ・施設又は工作物(仮設物を含む。)の設置により特定の場所を排他的に使用する場合は、一時使用届ではなく、別手続である占用許可申請その他必要な手続が必要となります。

2 海岸保全・環境保全

- ・海岸保全施設その他公共施設、海浜植物等を損傷又は汚損しないこと。
- ・油類、燃料、薬品その他海岸を汚損するおそれのあるものを適切に管理すること。
- ・ゴミその他の廃棄物は、使用者の責任で持ち帰り、適正に処分すること。
- ・使用後は、資材・機材等を撤去し、必ず原状回復を行うこと。

3 公衆利用・周辺環境への配慮

- ・一般利用者の通行、散歩、海水浴、漁業活動その他通常の海岸利用に支障を及ぼさないこと。
- ・機械器具、資材、テント、音響設備、発電機等は、他の利用者の支障とならない場所及び方法で設置・使用すること。
- ・騒音、振動、照明、悪臭等により周辺住民及び一般利用者に迷惑を及ぼさないこと。
- ・撮影等を行う場合は、プライバシーに十分配慮し、周辺利用者等に迷惑を及ぼさない方法で実施すること。

4 安全管理

- ・事故防止を徹底し、使用内容、規模、場所等に応じて必要な安全対策を講じること。
- ・必要に応じ、適正数の交通整理員、誘導員、監視員その他安全管理要員を配置すること。
- ・火気を使用する場合は、火気の管理、消火確認及び後始末を徹底すること。

5 関係法令・別手続

- ・危険物の設置又は使用、火気の使用、食品提供、道路使用、無人航空機又は模型飛行機の使用等、他法令により規制を受ける行為を行う場合は、関係法令を遵守し、必要な許可等を受けること。

6 事故・損傷等発生時の対応

- ・事故、苦情、トラブル等が発生した場合、使用者の責任で速やかに対応すること。
- ・公共施設、海岸保全施設、海浜植物等を損傷又は汚損した場合、又は油類等により海岸を汚損した場合は、速やかに管轄の土木(総合)事務所へ連絡し、その指示に従うこと。
- ・管轄の土木(総合)事務所職員から指示があった場合は、その指示に従うこと。

※上記事項に反し、海岸の防護、環境又は公衆の利用に支障を及ぼすおそれがある場合は、使用内容の変更、中止又は別手続を求めることがあります。